

第3編

# 第7章

**特別支援教育特別専攻科**



## 第1節 歩みと現況

本専攻科の設置経過と当時の様子については、設置とともに特殊教育科の専任教員となった森清氏の喜寿を祝って作成された『熊本の精神遅滞児教育の歩み』<sup>1</sup>の中で天津政博氏が執筆した「第5章 熊本大学教育学部における特殊教育教員養成の歩み」に詳述されている。また、『熊本大学三十年史』<sup>2</sup>の中で「特殊教育特別専攻科」として紹介されているが、詳細についてはわからない部分が多いため、本節では三十年史で触れられていない部分を、上述の著作に基づき当時の時代背景を踏まえて以下に紹介する。

---

### 第1項 臨時養護学校教員養成課程の設置とその時代（1973年まで）

---

1947（昭和22）年に教育基本法が公布され、その中で、盲学校、聾学校及び養護学校が学校教育体系の中に明確に位置づけられ、原則的には心身障害児の教育の機会を保障する基盤となった。しかし、昭和20年代は盲学校・聾学校に比べて養護学校に関する施策は著しく立ち遅れており、1956（昭和31）年6月に公立養護学校整備特別措置法の公布をみるまでは、養護学校の設置は微々たるものであった。その間、障がい児教育の場は専ら特殊学級にあり、昭和30年代になって養護学校は増えてはきたものの、中心になるのは特殊学級であった。

『熊本の精神遅滞児教育の歩み』によれば、1974（昭和49）年4月に熊本大学教育学部附属養護学校が開設されるまで、熊本県には精神薄弱養護学校は1校もなかった。昭和30年代までの県下の状況をみると、荒木善次が1909（明治42）年に熊本市立山崎尋常小学校に特別学級を設置し、1929（昭和4）年まで21年間継続してきた。1935（昭和10）年には、病・虚弱児のための養護学級が山鹿尋常高等小学校に設置された。また、1949（昭和24）年には、森清が本渡町立本渡南小学校の校長として赴任し、無認可の形で特殊学級を作っている。昭和30年代以前の学級としては、各地に特殊学級ではなく学業不振児のための促進学級が開設されていた。鹿本地区では、1949年に山鹿小学校及び山鹿中学校に、荒尾・玉名地区では、無認可の形で促進学級が1952（昭和27）年に荒尾市立平井小学校に、以降は荒尾第三中学校（1954～1955年）、荒尾第二小学校（1955～1958年）、荒尾第一小学校（1957～1961年）に設置されていた。昭和30年代に入って、熊本市立城東小学校（1955年～）、熊本市立藤園中学校（1956年～）、熊本市立健軍小学校、熊本市立湖東中学校（1959年～）、熊本市立慶徳小学校、北部町立川上小学校（1960年～）などに公立の特殊学級が設置されていった。

1959（昭和34）年12月、中央教育審議会は、「特殊教育の充実振興について」の答申の中で、日本における精神薄弱者や肢体不自由者の教育が諸外国と比べて著しく立ち遅れていること、その教育施設の整備と内容の充実、さらに就学奨励の促進などが急務であると述べた後、「数ヶ所の国立大学に養成課程を設け、普通免許状所有者のうち希望者について養成を行うこと」「（養成課程をもつ大学の）附属学校に特殊学級を設けること」を進言している。1960（昭和35）年5月当時の熊本県内の公立学校での精神薄弱教育の状況は、小学校で14校に23の学級があり、297名の児童が在籍し、中学校では6校に8学級があり、102

名の生徒が在籍していた。これ以外に、熊本大学附属小学校では4名、附属中学では1名の教官が特殊学級を担当していた。当時、熊本県内に精神薄弱者の養護学校はなかった。本県における養護学校の免許保有者は不明であるが、1962（昭和37）年5月の全国統計では、わずかに特殊学級担当教員の6.6%のみが養護学校免許状を持つという非常に厳しい状況であった。ちなみに、1955（昭和30）年から1960（昭和35）年にかけての本県の特殊教育の初代担任者の約半数が、後に熊本大学臨時養護学校教員養成課程で免許状を取得している。

このような状況の中で、中央教育審議会答申の一部は実施に移され、1960（昭和35）年度より我が国で初めて、北海道教育大学、東京学芸大学、京都学芸大学、広島大学とともに、熊本大学に養護学校（精神薄弱教育）臨時教員養成課程（熊本大学の場合「臨時養護学校教員養成課程」：以下「臨養」）が設置された。この課程には、1年課程と半年課程とがあり、ここに入学するには、大学入学資格を持ち、更に小学校又は中学校教員の普通免許状を所有している必要があった。ただし、小・中学校教員の普通免許状の代わりに、高等学校又は幼稚園の教員普通免許状を持っていても入学が認められることになっていた。定員は両課程とも20名で、課程を修了すると、1年課程では養護学

表1 臨時養護学校教員養成課程（1年課程）の学生数

入学年度	一般生	派遣生	不明	合計
1960	13	1		14
1961	5	1		6
1962	2	0	1	3
1963	1	0	2	3
1964	6	1		7
1965	8	1	3	12
1966	9	0		9
1967	7	0		7
1968	10	0		10
1969	7	0	1	8
1970	5	2		7
1971	3	0		3
1972	6	0	1	7
総 計	82	6	8	96

派遣生とは、各県から派遣された現職教員のこと  
出典は『熊本の精神薄弱教育の歩み』

表2 臨時養護学校教員養成課程（半年課程）の学生数

入学年度		一般生	派遣生	合計	入学年度		一般生	派遣生	合計
1960	前期	10	4	14	1967	前期	0	26	26
	後期	9	4	13		後期	0	25	25
1961	前期	0	7	7	1968	前期	0	28	28
	後期	4	5	9		後期	0	23	23
1962	前期	0	6	6	1969	前期	0	21	21
	後期	3	10	13		後期	0	26	26
1963	前期	1	10	11	1970	前期	0	23	23
	後期	0	23	23		後期	0	29	29
1964	前期	1	15	16	1971	前期	0	24	24
	後期	0	22	22		後期	0	23	23
1965	前期	0	20	20	1972	前期	0	21	21
	後期	0	24	24		後期	0	25	25
1966	前期	0	24	24					
	後期	0	25	25	総 計		28	493	521

出典は『熊本の精神薄弱教育の歩み』

表3 臨時養護学校教員養成課程への現職派遣元及び派遣人数(1960~1972年度)

派遣元	半年課程 (%)	1年課程 (%)
福岡	4 (0.8)	3 (50.0)
佐賀	27 (5.5)	2 (33.3)
長崎	0 (0.0)	1 (16.7)
熊本	191 (38.7)	
大分	19 (3.8)	
宮崎	201 (40.7)	
鹿児島	52 (10.5)	

出典は『熊本の精神薄弱教育の歩み』

ほとんどを占めていた。同じく1960~1972年度の臨養への現職派遣を県別に示したのが表3である。このように宮崎県と熊本県からの派遣がほとんどであり、その後の熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会の指導主事や、県内の養護学校、小中学校の校長など熊本県における特殊教育のリーダーを輩出してきた。

校教諭1級普通免許状を、半年課程では養護学校教諭2級普通免許状を取得できた。臨養の管理・運営のために心理学科教官を中心として委員会が組織され、委員長には心理学科の森が任ぜられた。

1960(昭和35)~1972(昭和47)年度の臨養の修了者(表1・2)は、1年課程が総数96名、半年課程が総数521名で、半年課程は熊本県と宮崎県からの現職教員の派遣生、1年課程は一般学生が

## 第2項 特殊教育特別専攻科の時代(1973年~2001年)

1964(昭和39)年4月から教育学部での養護学校教員養成課程が始まり、専任の教官2名の定員がついて特殊教育学科が新しく誕生した。この時期から養護学校教諭免許状取得者の数が増加し始め、1965(昭和40)年度には全国の精神薄弱養護学校教員の35.6%が免許状を所有しており、1967(昭和42)年度には42.5%にまで増加した。特殊学級でも11.4%の者が免許状を有していた。まだまだ少ないが、昭和30年代と比べると著しく増加している

特殊学級が増え、専門性をもった教員による教育活動が進められていく中で、児童・生徒の障がい複雑多岐にわたるため、それに対応した適切な教育体制の必要性が認識されるようになり(1967年度「児童生徒の心身障害に関する調査」、関係者の間では特殊教育機関の拡充整備の要望とともに、教員の単なる量的な養成ではない資質の向上が求められるようになった。1971(昭和46)年6月には、中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」が提出され、その中で、資質の優れた教師の確保とその教育活動水準の向上のために、教員養成大学の整備充実・現職教育の充実・検定制度の拡大・高等教育機関(大学院)の設置など、国のとるべき施策が示された。

これを受けて1972(昭和47)年7月、文部大臣の諮問機関である教員養成審議会は、「教員養成の改善方策について」検討し、教員養成大学における特殊教育教員の養成課程の充実とともに、一般の教員養成課程の卒業生及び現職教員を対象として継続教育を行うことにより、資質の高い教員を養成する1年程度の課程を設置すべき旨の建議を行った。その結果、1973(昭和48)年度に、東京学芸大学・広島大学・熊本大学の3大学において、既設の養護学校教育臨時教員養成課程が廃止され、それに代わって特殊教育特別専攻科精神薄弱専攻(1年課程、入学定員30名:以下「特専」)が設置された。特専の設置により教員が増員され、「異常児教育(後に障害児教育に変更)」講座2名、「異常児心理(後に障害児心理学に変更)」

講座2名、「異常児病理（後に障害児病理に変更）」講座1名の教官によって、学部及び特専での教員養成が行われることとなった。

我が国全体の動きとしては、1979（昭和54）年に養護学校の義務制がスタートした（図1）。その結果、それまで就学猶予となっていた重度・重複の障がいのある児童・生徒も養護学校で対応することとなり、それへの対応が急務となった。

1972（昭和47）～2000（平成12）年度までの特別専攻科の修了者は、表4に示す通りである。総数は486名で一般生と現職派遣生に分かれ、後者は熊本県（209名）と宮崎県（161名）からの派遣者である。



図1 特殊教育特別専攻科をとりあげた1979年の熊本日日新聞記事

表4 特殊教育特別専攻科の年度別学生数（1973～2000年）

入学年度	一般生	派遣生		合計	入学年度	一般生	派遣生		合計
		熊本	宮崎				熊本	宮崎	
1972	2	11	10	23	1986	5	5	6	16
1973	3	8	10	21	1987	2	6	7	15
1974	2	13	9	24	1988	2	5	5	12
1975	3	10	5	18	1989	7	6	5	18
1976	10	10	7	27	1990	3	6	5	14
1977	11	10	9	30	1991	2	5	3	10
1978	4	9	6	19	1992	1	6	3	10
1979	9	14	7	30	1993	2	4	3	9
1980	2	6	7	15	1994	2	7	3	12
1981	1	7	6	14	1995	5	6	3	14
1982	2	8	7	17	1996	3	7	3	13
1983	1	4	7	12	1997	8	4	3	15
1984	4	4	7	15	1998	8	7	3	18
1985	5	5	6	16	1999	5	9	3	17
					2000	2	7	3	12
総計					116	209	161	486	

教務保存の修了者名簿に基づき作成

### 第3項 特別支援教育特別専攻科の時代（2001年～現在）

2001（平成13）年1月に文部省が文部科学省へと省庁再編となった際に、初等中等教育局の特殊教育課の名称が変更され「特別支援教育課」となった。変更当時は、文部科学省は大きな路線変更はないとしていたが、その後、文部科学省における調査研究協力者会議が次々に報告書を出していった。2001年1月に出された『21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～』<sup>3</sup>では、社会のノーマライゼーションの進展、障がいの重度・重複化や多様化、教育の地方分権の推進など特殊教育をめぐる状況の変化を踏まえ、今後の特殊教育のあり方についての基本的な考え方を整理するとともに、この考え方に基づいて、①就学指導のあり方の改善、②特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への対応、③特殊教育の改善・充実のための条件整備について検討を行い、特殊教育全般にわたる制度の見直しや施策の充実について具体的な提言を行っている。

2003（平成15）年3月には、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が『今後の特別支援教育の在り方について』<sup>4</sup>最終報告を行っている。この中では、通常の学級の中で発達障害が推定される児童・生徒が6.3%いることを明らかにし、「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る必要性」が述べられ、更に、特殊教育教諭免許状については、障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、総合化など制度の改善が期待されるとしている。

この報告を踏まえて、2005（平成17）年12月に文部科学省の中央教育審議会は、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」<sup>5</sup>を発表した。この答申の、「第5章 教員免許制度の見直しについて」で、特別支援教育に関わる教員の免許の基本的な考え方として、以下のように述べている。

特別支援教育を担当する教員は、障害の種類に応じた専門性が求められる一方、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を行うことや、特別支援学校（仮称）が、地域の小・中学校等に対する支援を行うといった、特別支援教育のセンター的機能を担うために、特別支援学校（仮称）の対象となる5種類の障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）以外の、言語障害、情緒障害に加えて、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めたさまざまな障害に関する幅広く基礎的な知識を有していることが期待される。

そのため、今後、特別支援教育を担当する教員について、免許状で担保すべき資質能力としては、

- ・特別支援教育全般に関する基礎的な知識
- ・障害のある幼児児童生徒の心理、生理及び病理に関する一般的な知識・理解
- ・障害のある幼児児童生徒の教育課程及び指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力（重複障害児の指導に関する知識・理解を含む）
- ・小・中学校等の支援のために必要なLD・ADHD・高機能自閉症等に関する知識・理解及び実践的指導力

などをひとつおりに身に付けた上で、新たに創設される特別支援学校（仮称）の教員として、

他の特別支援教育担当教員とチームを組み協力しながら、さまざまな障害のある個々の幼児児童生徒への教育を担当できる能力を最小限有していることを中心として捉えることが重要である。

その後、従来、盲学校・聾学校・養護学校ごとに分けられていた教員の免許状は学校教育法等の一部改正(2007年4月施行)により、特別支援学校の教員の免許状に一本化された。

本学での取り組みとしては、かねてからの専攻科での定員割れの対策と、従来の養護学校教員養成課程や専攻科で学んだ卒業生や修了生の再学習の機会を提供することを目的に、2004(平成16)年度より、専攻科を1種免許状取得コースと専修免許状取得コースに分けた。1種免許状コースでは、これまでと同様に幼稚園、小中学校と高等学校の基礎免許状のある者が特別支援学校教諭免許の1種免許状を取得することができる。専修免許状コースは、既に1種免許を持っている者がコースで学ぶことによって、大学院に行かなくても特別支援学校教諭専修免許状を取得できるようになった。

また、特別支援学校教諭免許状の改正を受けて、本学でも2008(平成20)年度より、免許法の改正に基づくカリキュラムの改正を行った。その結果、本学では従来の知的障害教育を引き継ぐ形で、知的障害・肢体不自由・病弱の領域の免許を出すこととなった。また、同年度より専攻科の名称もそれまでの「特殊教育特別専攻科」から「特別支援教育特別専攻科」へと変更した。更に、これまで定員を満たしてこなかったことから、2009(平成21)年度より定員を30名から20名に削減した。

2001(平成13)～2010(平成22)年度の入学者の年度別学生数は、表5に示す通りである。全体で177名であり、うち熊本県からの派遣生が76名、宮崎県からの派遣生は11名であった。

表5 特殊教育特別専攻科の年度別学生数(2001～2010年)

入学年度	1種免許状取得コース			専修免許状取得コース		
	一般生	派遣生		一般生	派遣生	合計
		熊本	宮崎		熊本	
2001	3	7	3	0	0	13
2002	2	6	3	0	0	11
2003	6	8	3	0	0	17
2004	7	6	2	2	0	17
2005	6	6	0	2	0	14
2006	7	11	0	3	0	21
2007	6	8	0	3	0	17
2008	11	4	0	4	0	19
2009	10	8	0	4	1	23
2010	9	9	0	5	2	25
総計	67	73	11	23	3	177

教務保存の修了者名簿に基づき作成

図2には、1972(昭和47)年度入学からの特殊教育特別専攻科と特別支援教育特別専攻科の学生数の推移を年度ごとに示した。全体の特徴として、1979(昭和54)年度の養護学校の義務制の直前の学生数が多い。1977(昭和52)年度と1979年度に定員の30名に到達し

ている。その後、1993（平成5）年度には入学者数が9名にまで減少しており、2003（平成15）年まで微増減を繰り返していた。派遣生のうち、宮崎県からは1972（昭和47）年度には10名派遣されていたが、1988（昭和63）年度には5名に、更に1991（平成3）年度には3名へと年々減少し、2005（平成17）年度からはついに派遣がなくなってしまった。その背景には、他県に派遣して免許を取得させるという従来の研修制度の予算上の限界があったと推測される。

2004（平成16）年から、専修免許状コースが設置されたことにより、養護学校教員養成課程を卒業した学生が専攻科に進学することが増えてきた。また、熊本県からの現職派遣の中にも専修免許状コースに入学する派遣生も見られるようになってきた。更に、特別支援教育の流れの中で、これまでの養護学校からの派遣から、小中学校のいわゆる義務制の教員の派遣が増えてきている。

なお、2007（平成19）年度の熊本県の特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況を見ると、60.9%の教諭が免許を持っており、そのうち知的障害の特別支援学校での免許保有率は67.8%であった。専攻科の設置当時と比べれば、免許保有率が向上しており、専攻科の設置によって本県の現職教員の研修並びに専門性の向上に貢献してきたといえよう。しかし、全国平均67.0%（知的障害特別支援学校では70.9%）に比べるとまだまだ免許取得が十分ではない。その理由として、近年の特別支援教育の就学児童・生徒数の増加が挙げられる。熊本県における小中学校での全児・童生徒に占める特別支援学校と特別支援学級で支援を受けている児童・生徒の割合は、1999（平成11）年に0.75%（全国平均1.01%）であったものが、2008（平成20）年度では1.47%（全国平均1.83%）と2倍に増えている。特に知的障害の特別支援学校での在籍者数は、1999年に760名（小中学部422名、高等部338名）であったものが、2008年には1,069名（小中学部505名、高等部564名）に増加している。

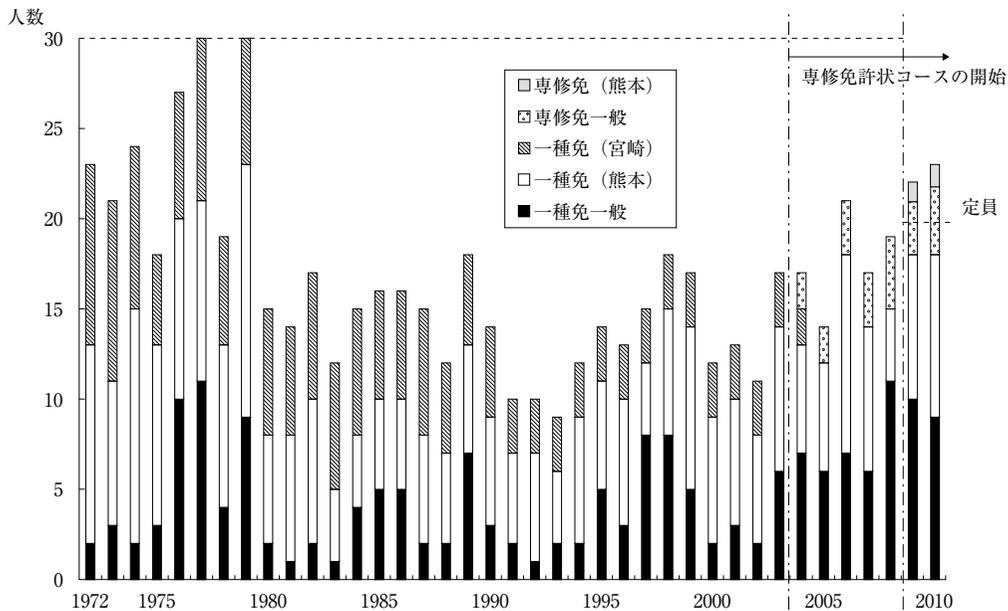


図2 特殊教育（特別支援教育）特別専攻科の年度別学生数の推移

今後も、2014（平成26）年には約1,270名になるとの予測がある。つまり、専攻科で特別支援教育の免許を持った修了生を送り出しているにもかかわらず、需要に供給が追いついておらず、その結果が免許保有率の低さに反映されているのであろう。

## 第2節 特別支援教育特別専攻科の教育と研究

### 第1項 特専のカリキュラムの変遷

臨養の開設当初のカリキュラムは、表6に示すように、1年課程は32単位以上、半年課程は18単位以上の修得が必要であった。なお、当時は、専任教官が学部の授業も含めて森清と山下功の2名であったことから、兼任59名（学部内42名、他学部15名）、非常勤講師12名によって授業が行われていた。

表7は、特殊教育特別専攻科になってすぐの1974（昭和49）年度のカリキュラムである。学科目として異常児教育、異常児心理、異常児病理・保健の3科目と実習2単位及び修了論文4単位からなり、必修14単位、選択科目が26単位の中から16単位を履修することで、免許法の求める30単位を満たしていた。1982（昭和57）年度からは、それまでの「異常児」という表現が差別的なことから「障害児」に改められた。それを受けて、障害児教育、障害児心理、障害児病理・保健へと学科目が変更となった。単位数等はそれ以前のものと同じであった。

表6 臨時養護学校教員養成課程の授業科目及び単位

科目	1年課程		半年課程	
	必修単位	選択単位	必修単位	選択単位
異常児教育	4		4	
異常児心理	2		2	
異常児病理	2		1	
異常児保健	2		1	
異常児社会	2		2	
精神生理学	2			
精神衛生学	2			
精薄児の病理	2			
精薄児の心理	2		2	
精薄児の教育理論	2		2	
精薄児の教育史	2			
精薄児の教育課程	2			
精薄児の指導法	2		2	
精薄児の教育実習	4		2	
異常児生化学		2		2
教材研究		2		2
計	32	4	18	4

1990（平成2）年からは、教育職員免許法の改正を受けてカリキュラムの改正が行われた（表8）。その結果、必修単位が17に増えた。

表9・10、は2010（平成22）年度の特別支援教育特別専攻科のカリキュラムをコース別に示している。免許法の改正に伴い、1種免許状取得コースではそれまでの区分が改められ、特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関

表7 特殊教育特別専攻科授業科目及び単位 (1974年度)

学科目	授業科目	講義題目	講義内容	講義区分	必修単位	選択単位
教育 異常児	異常児教育概論	異常児教育概論Ⅰ	異常児教育概論	講義	2	
		異常児教育概論Ⅱ	異常児教育概論	講義	2	
	異常児教育史概論	異常児教育史概論	異常児教育史概論	講義		2
	異常児養護・訓練論	異常児養護・訓練論	異常児養護・訓練論	講義		2
	異常児教育学演習	異常児教育学演習Ⅰ	異常児教育学演習	演習		1
		異常児教育学演習Ⅱ	異常児教育学演習	演習		1
	異常児教育学特講	異常児教育学特講Ⅰ	異常児教育学特講	講義		2
異常児教育学特講Ⅱ		異常児教育学特講	講義		2	
異常児心理	異常児心理学	異常児心理学	異常児心理学	講義	2	
	精神薄弱児心理学	精神薄弱児心理学	精神薄弱児心理学	講義		2
	異常児研究法	異常児研究法	異常児研究法	講義		2
	異常児心理学演習	異常児心理学演習Ⅰ	異常児心理学演習	演習		1
		異常児心理学演習Ⅱ	異常児心理学演習	演習		1
	異常児心理学特講	異常児心理学特講Ⅰ	異常児心理学特講	講義		2
異常児心理学特講Ⅱ		異常児心理学特講	講義		2	
保健 異常児病理・	異常児病理・保健	異常児病理・保健	異常児病理・保健	講義	2	
	大脳生理学	大脳生理学	大脳生理学	講義		2
	異常児病理・保健特講	異常児病理・保健特講	異常児病理・保健特講	講義		2
	異常児病理・保健演習	異常児病理・保健演習Ⅰ	異常児病理・保健演習	演習		1
		異常児病理・保健演習Ⅱ	異常児病理・保健演習	演習		1
実習	教育実習	教育実習		2		
論文	異常児に関する論文				4	
合 計					14	26

選択科目のうちから16単位以上を修得しなければならない。

する科目、免許法に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目へと変わった。これを受けて、知的障害、肢体不自由、病弱の障害種別の講義内容に変更したのに加えて、視覚障害、聴覚障害、重複障害、学習障害等の科目も追加された。その結果、それまでの授業科目に比べて必修単位数が大幅に増加した。一方、専修免許状取得コースはすべて選択科目であり、30単位を取得することで修了単位を満たし、専修免許状を取得することができる。

表8 特殊教育特別専攻科授業科目及び単位（1990年度）

学科目	授業科目	講義題目	講義内容	講義区分	必修単位	選択単位	
育・制度 障害児教	障害児教育学概論	障害児教育学概論	障害児教育学概論	講義	2		
	障害児教育学特講	障害児教育学特講	障害児教育学	講義		2	
	障害児教育史	障害児教育史	障害児教育史	講義	2		
	障害児福祉学	障害児福祉学	障害児福祉学	講義		2	
障害児心理・生理・病理	障害児心理学	障害児心理学	障害児心理学	講義	2		
	精神薄弱児心理学	精神薄弱児心理学	精神薄弱児心理学	講義	2		
	障害児病理学	障害児病理学	障害児病理学	講義	2		
	障害児生理学	障害児生理学	障害児生理・保健学	講義	2		
	大脳生理学	大脳生理学	大脳生理学	講義		2	
	障害児心理学特講	障害児心理学特講	障害児心理学	講義		2	
	障害児病理学特講	障害児病理学特講	障害児病理学	講義		2	
	障害児生理学演習	障害児生理学演習	障害児生理学演習	演習		1	
	障害児発達診断学演習	障害児発達診断学演習	障害児発達診断学演習Ⅰ	心理測定法	演習		1
			障害児発達診断学演習Ⅱ	心理測定法	演習		1
障害児研究法演習	障害児研究法演習	障害児研究法演習Ⅰ	卒論研究演習	演習		1	
		障害児研究法演習Ⅱ	卒論研究演習	演習		1	
指導法 障害児教育課程・	障害児教育課程	障害児教育課程	障害児教育課程	講義	2		
	精神薄弱児指導学	精神薄弱児指導学	精神薄弱児指導学	講義	2		
	障害児発達学	障害児発達学	障害児の人間行動の発達についての概説	講義	2		
	障害児指導学特講	障害児指導学特講	障害児指導学	演習		2	
	障害児指導学演習	障害児指導学演習	障害児の言語行動の形成についての演習	演習		1	
実習	障害児教育				3		
論文	障害児に関する論文				4		
合 計					17	18	

選択科目のうちから13単位以上を修得しなければならない。

表9 特別支援教育特別専攻科（1種免許状取得コース）授業科目及び単位（2010年度）

区分	授業科目	講義内容	講義区分	必修単位	選択単位
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育総論	特別支援教育総論	講義	2	
	障害児教育史概論	障害児教育史	講義		2
特別支援教育領域に関する科目	知的障害児心理学概論	知的障害児心理学	講義	2	
	肢体不自由児心理学概論	肢体不自由児心理学	講義	2	
	病弱者の心理・生理・病理学概論	病弱児心理・生理・病理学	講義	2	
	知的障害児指導法	知的障害児指導法	講義	2	
	肢体不自由児指導法	肢体不自由児指導法	講義	2	
	病弱児の指導法	病弱児指導法	講義	2	
	知的障害教育総論	知的障害教育	講義		2
	知的障害児発達評価論	発達評価論	講義		2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	視覚障害教育概論	視覚障害教育学	講義	2	
	学習障害児支援概論	学習障害児心理学	講義	2	
	重複障害児指導法概論	重複障害児指導法	講義		2
	障害児教育方法学概論	障害児教育方法入門	講義		2
	聴覚障害教育概論	聴覚障害教育	講義	2	
	障害者教育課程概論	障害者教育課程	講義	2	
	障害学概論	障害学	講義		2
	特別支援教育情報処理概論	特別支援教育情報処理	講義		2
心身に障害のある幼児・児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校教育実習	教育実習	実習	3	
論文	障害児に関する論文	論文作成		4	
合 計				29	14

選択科目のうちから1単位以上を修得しなければならない。

表10 特別支援教育特別専攻科（専修免許状取得コース）授業科目及び単位（2010年度）

区分	授業科目	講義内容	講義区分	必修単位	選択単位
特別支援教育に関する科目	特別支援教育特論	特別支援教育国際動向	講義		2
	障害児教育特論	日本・世界の障害児教育	講義		2
	知的障害児心理学特論	知的障害児心理学	講義		2
	肢体不自由児心理学特論	肢体不自由児心理学	講義		2
	病弱児心理・生理・病理学特論	病弱児心理・生理・病理学	講義		2
	知的障害児指導学特論	知的障害児指導学	講義		2
	肢体不自由児指導法	肢体不自由児指導法	講義		2
	特別支援教育指導学特論1	移行支援論	講義		2
	特別支援教育指導学特論2	家族支援論	講義		2
	知的障害児発達評価特論	知的障害児発達評価	講義		2
	聴覚障害児教育特論	聴覚障害児教育	講義		2
	重複障害指導法特論	重複障害指導法	講義		2
	障害児教育法方学特論	特別支援教育授業研究	講義		2
	特別支援教育コーディネーター特論	特別支援組織論	講義		2
	特別支援教育情報処理特論	特別支援教育情報処理	講義		2
	障害学特論	障害学	講義		2
	特別支援教育教材開発特論	教材開発	講義		2
	特別支援教育研究法1	研究法	講義		2
	特別支援教育研究法2	研究法	講義		2
合 計					38
修了に必要な単位				30	

## 第2項 特別支援教育特別専攻科における研究

特専に関わる教員は、特別支援教育学科（特殊教育科・障害児教育科）の教員が兼任している。そのため現在の教員の研究や旧教員の研究については、第6章第2節第13項の特別支援学校教員養成課程を参照されたい。

## 第3節 将来構想

### 第1項 現職教員の再教育の場としての機能の強化

これまで特専（臨養も含めて）では、1,280名もの修了生を送り出してきた。そのうち956名（74.7%）は、主に熊本県と宮崎県からの派遣生であった（表11）。結果から考えると、特専が現職教員の再教育並びに特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に果たしてきた役割は大きい。現職派遣については、宮崎県は2005（平成17）年度から特専への派遣を中止した。熊本県内からの派遣も一時期減少したこともあったが、財政難から他県への国内留学が制限された影響もあり、特専への派遣生は以前よりも増加の傾向にある。特に、これまでの特別支援学校教諭から、小中学校の義務制に勤務する教諭の派遣が増えてきている。これは、特別支援教育の普及に伴い、特別支援学級も含めて通常の学校に勤務する教員の研修を受けたいとするニーズを反映したものであろう。

したがって、今後も熊本県内における特別支援教育の専門性の向上という役割が期待されるため、現職教員の再教育の場としての機能を維持するとともに、これまで以上に通常の学校、あるいは特別支援学校での地域の巡回相談員を想定したカリキュラムの充実が必要であろう。更に、高等学校でも特別支援教育が推進されることを考えると、高等学校から教員が派遣される必要があるだろう。また、特別支援学校教員養成課程を卒業した現職教員の更なる学び直しの場としての機能も重要である。

表11 特別支援教育専攻科の修了生概要

		一般生	派遣生	合計
臨養時代	1年課程	82(8)	6	96
	半年課程	28	493	521
専攻科時代	1972～2000年	116	370	486
	2001～2010年	90	87	177
合計		234	956	1,280

図中（ ）内の数は不明者数を示す（表1参照）

### 第2項 特別支援教育への要望に応える

特殊教育から特別支援教育への転換に伴い、ここ数年、これまで以上に一般生（本学部他学科卒業生からの入学）が増加している。また、熊本県の採用試験でも特別支援教育学校での採用が行われている。2009（平成21）年度からは、専願として高等学校免許と特別支援学校免許を持った教員の採用が行われるようになってきた。そのニーズに応えるためには、基礎免許状として高等学校の免許を保有している学生が、専攻科において特別支援学校免許を取得することが必要である。その対策として、学部の学科の枠を少なくして中学校課程の学生が特別支援学校免許を取得し、特別支援学校教員養成課程の学生が中学校課

程の免許を取れるようにするという方法が考えられる。しかし、専門科目の開設時間の調整等の問題もあり、すぐに学部内の中学校課程との相互乗り入れは困難であろう。したがって、これまでの歴史的な経緯と特別支援教育に対するニーズから、特専の役割はますます大きくなるであろう。

最後に、特専の機能を維持し更に高めるためには、人的な環境整備が必要である。開設当初は、多数の非常勤講師枠や兼任の教員の枠があったにもかかわらず、予算の削減に伴い特専の非常勤講師枠が年々減ってきており、専任の教員にかかる負担は年々大きくなってきている。今後、特別支援学校教員養成課程を維持し、さらに特専を維持し充実させるためには、現行の5名の専任教員だけでは限界であり、非常勤講師の予算の増額やさらには教員数の増加が必要であろう。

#### 参考文献

- 1 森清先生喜寿記念世話人会『熊本の精神遅滞児教育の歩み』1987年
- 2 熊本大学三十年史編集委員会編『熊本大学三十年史』1980年
- 3 文部科学省 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議『21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～』2001年
- 4 文部科学省 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会『今後の特別支援教育の在り方について』2003年
- 5 文部科学省の中央教育審議会『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』2005年